



2025 年 3 月 7 日

盛岡市議会 議長 様

紹介議員

豊村 徹也

請願者住所 岩手県盛岡市

請願者 政策立案有志市民会 安部茂樹



放送法第4条第1項違反疑いがあるテレビ局への早急な対処を総務省に求める意見書提出の請願

請願の趣旨

近年、一部のテレビ局における政治や国際紛争、健康問題、環境問題等を取り上げた報道番組で放送法第4条第1項に定められている放送番組の編集に関する基本的な準則を遵守していない恐れがあることが指摘されている。

放送法第4条第1項は、放送事業者に対し、政治的に公平であること、報道は事実を曲げないですること、意見が対立している問題についてはできるだけ多くの角度から論点を明らかにすることなどを求めている。国民に対して公正な放送を行うための極めて重要な規定である。

仮に放送法第4条第1項に違反するような放送が行われているのであれば、視聴者の正確な情報を得る権利を侵害し、民主主義の根幹を揺るがす問題となりかねない。

よって、総務省が管轄する放送行政の下で、疑わしいとされる事例について厳正に調査するとともに、必要に応じて適切な行政指導・処分を行うよう求めるものである。

請願の理由

1 国民の知る権利の保障

放送法第4条第1項で規定されている公平・公正な報道は、国民が多角的な情報に基づいて判断を行うために必要不可欠である。これが損なわれると、国民の知る権利や言論・表現の自由が実質的に制限される可能性がある。

2 民主主義の基盤の維持

放送法第4条第1項は、政治的公平や事実性を守るための基盤規定である。もしもこれが軽視されると、国政や地方政治への信頼が失墜し、民主主義の根幹に悪影響を及ぼす。

3 適切な行政指導・処分の必要性

総務省は放送事業者に対して免許権限を持ち、放送行政を担っている。放送法が守られていない疑いがある場合、早期に事実関係を調査し、違反が認められる場合には厳正な行政指導や処分を行う責務がある。

上記の理由から、国民の知る権利と放送の公正性を守るため、盛岡市議会において、次の事項について、地方自治法第99条の規定に基づき、総務省に対し厳正なる措置を講ずるよう意見書を提出していただきたく、ここに請願いたします。

請願事項

- 1 放送法第4条第1項違反が疑われるテレビ局の具体的な事案を総務省において迅速かつ厳正に調査すること。
- 2 調査の結果、放送法違反が認められた場合には、総務省が免許権者として適切な行政指導、処分を行うこと。
- 3 調査や処分の過程および結果について、国民や地方公共団体が適切に情報を得られるよう、可能な範囲で情報公開を行うこと。